

津市公告第 33 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成 23 年 3 月 17 日から 2 週間、津市下水道部下水道政策課において一般の縦覧に供します。

平成 23 年 3 月 17 日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

1 供用及び処理を開始する年月日

平成 23 年 3 月 31 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

大園町の一部、柳山津興の一部、半田の一部、藤方の一部、垂水の一部
高茶屋小森町の一部、高茶屋四丁目の一部、高茶屋五丁目の一部、高茶屋
六丁目の一部、高茶屋七丁目の一部、城山三丁目の一部、久居新町の一部、
久居野村町の一部、久居小野辺町の一部、木造町の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町高野の一部、一志町田尻の一部、一志町小山の一部、一志町片野
の一部、一志町八太の一部、一志町其村の一部、一志町新沢田の一部、一
志町みのりヶ丘の一部、一志町大仰の一部、一志町井関の一部

(3) 津市単独公共下水道（中央処理区）

高洲町の一部、中河原の一部、末広町の一部

(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町 52 番地 5

雲出川左岸浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町 3 9 2 2 番地

松阪浄化センター

(3) 津市単独公共下水道（中央処理区）

津市高洲町 3 4 番 1 号

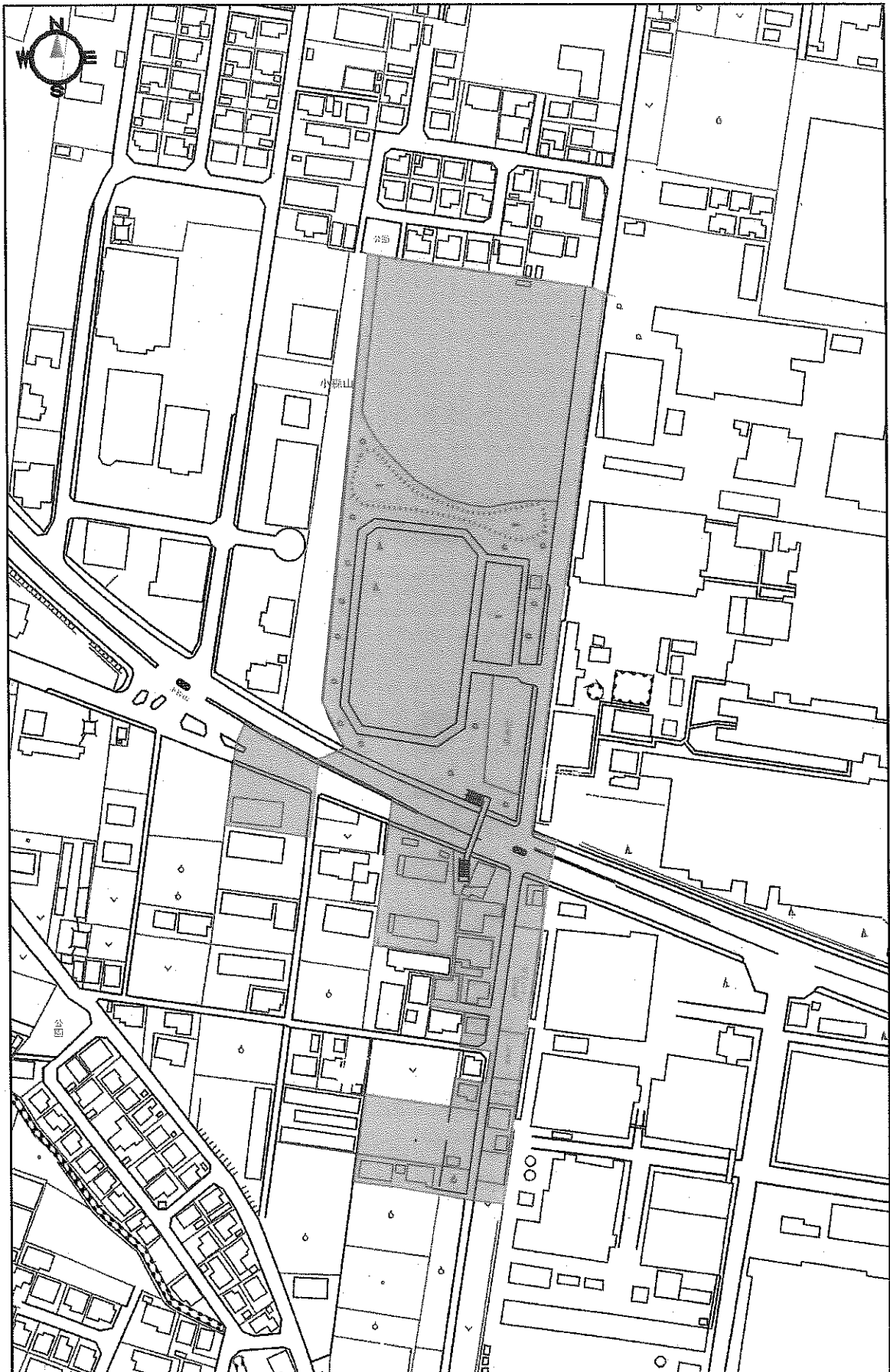
津市中央浄化センター

(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

津市芸濃町棕本 2 5 7 6 番地

津市棕本浄化センター

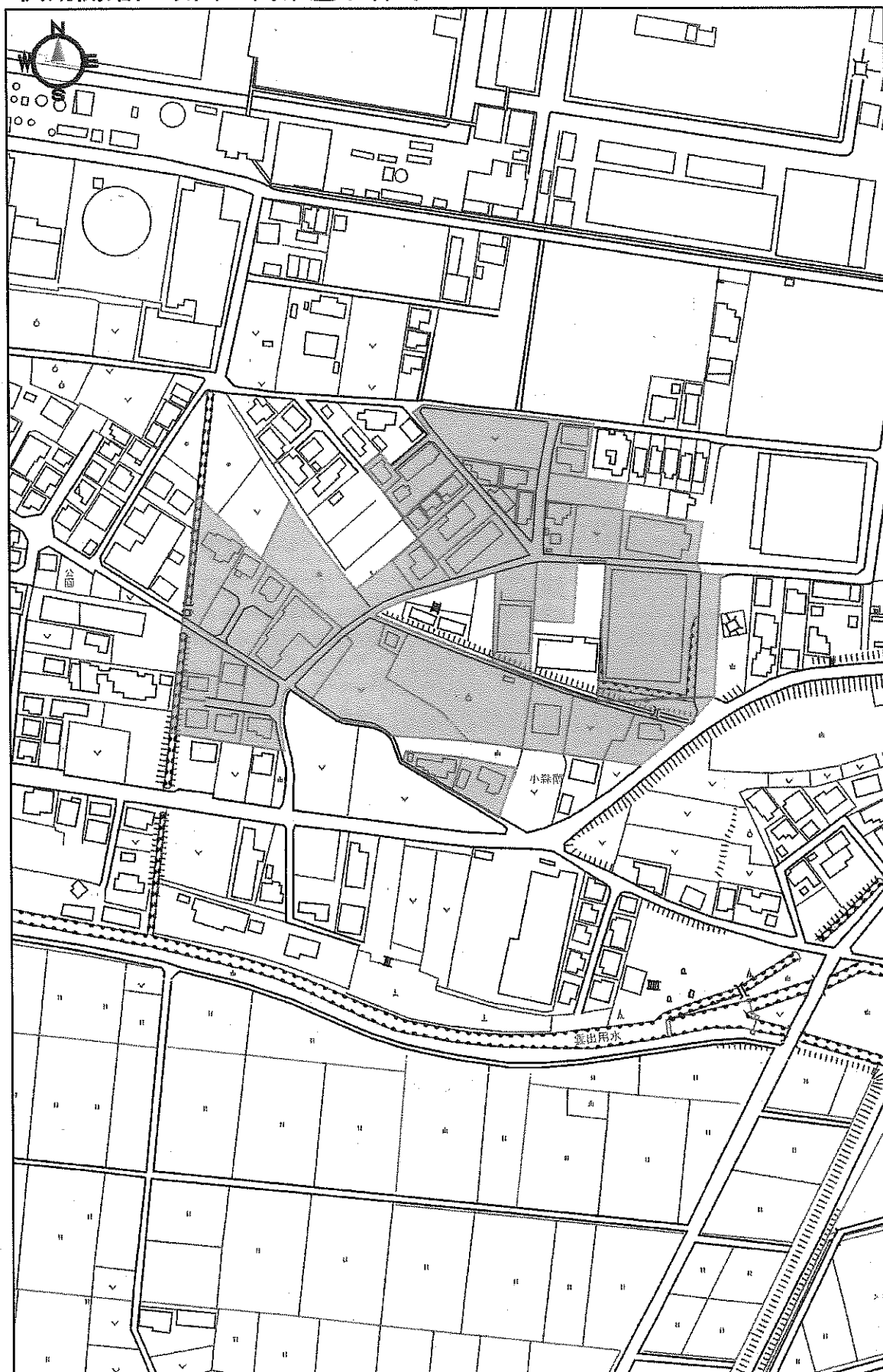






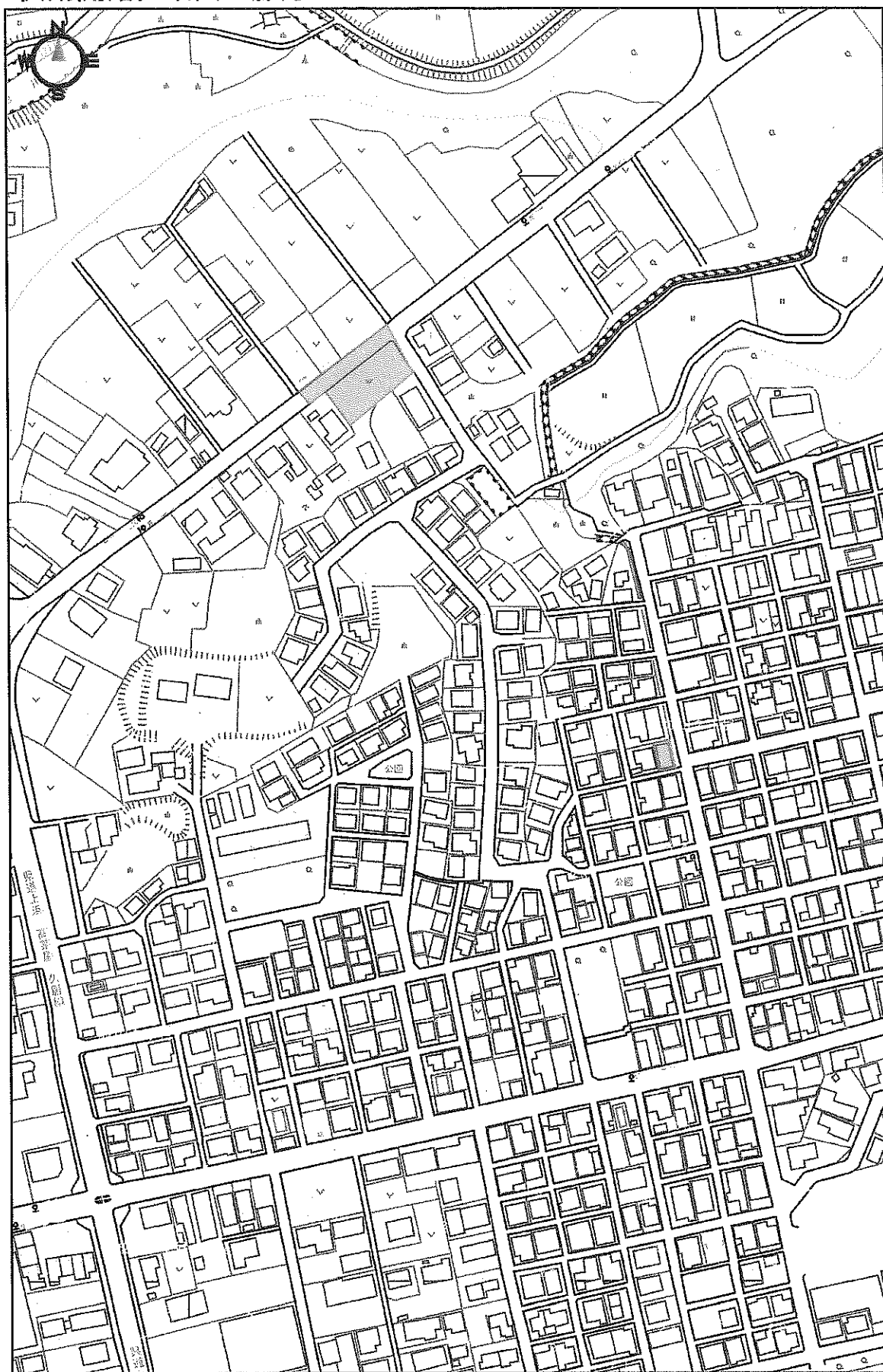
供用開始区域図 高茶屋 4 丁目及び高茶屋 5 丁目 H23. 3. 31

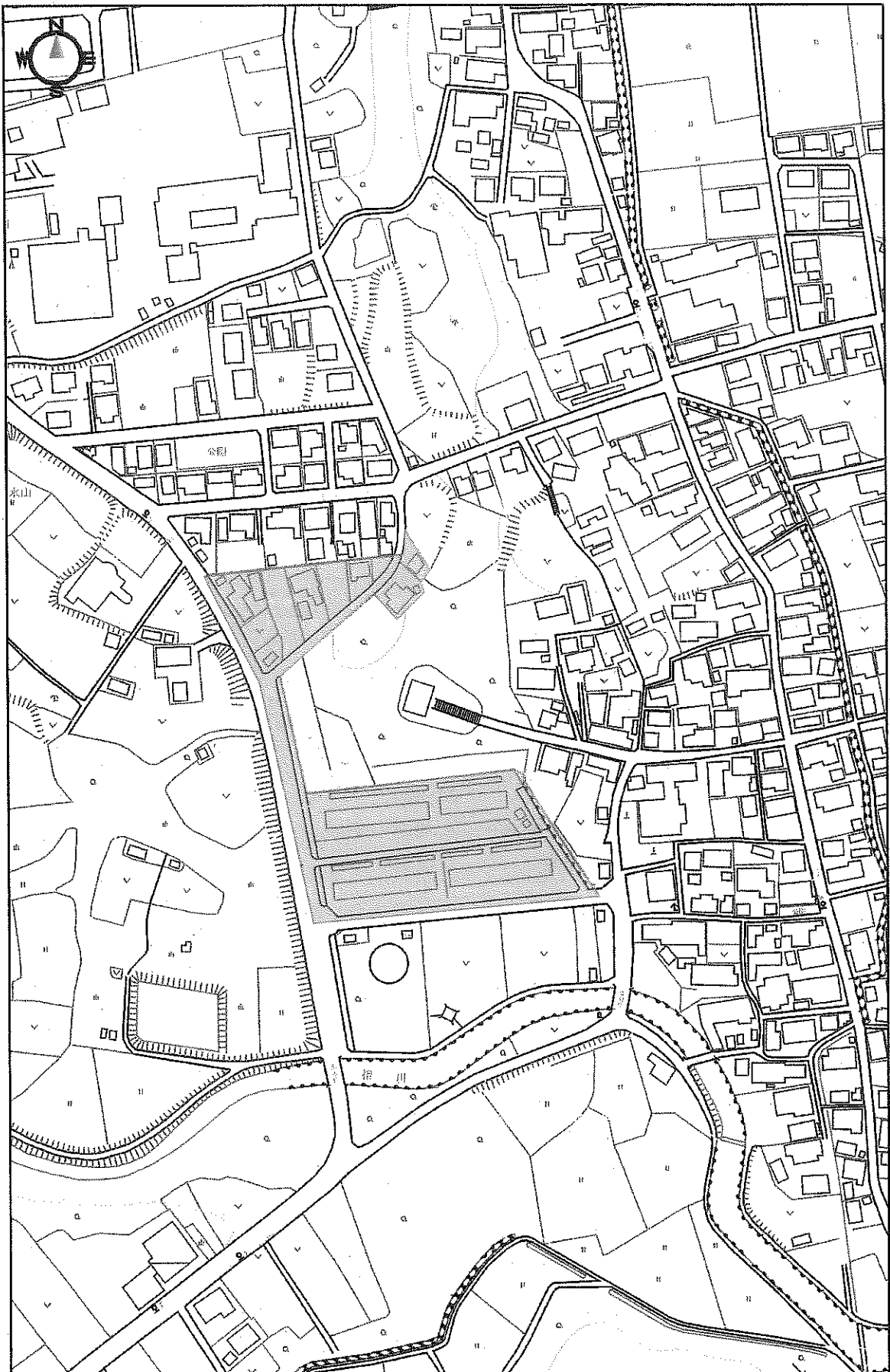




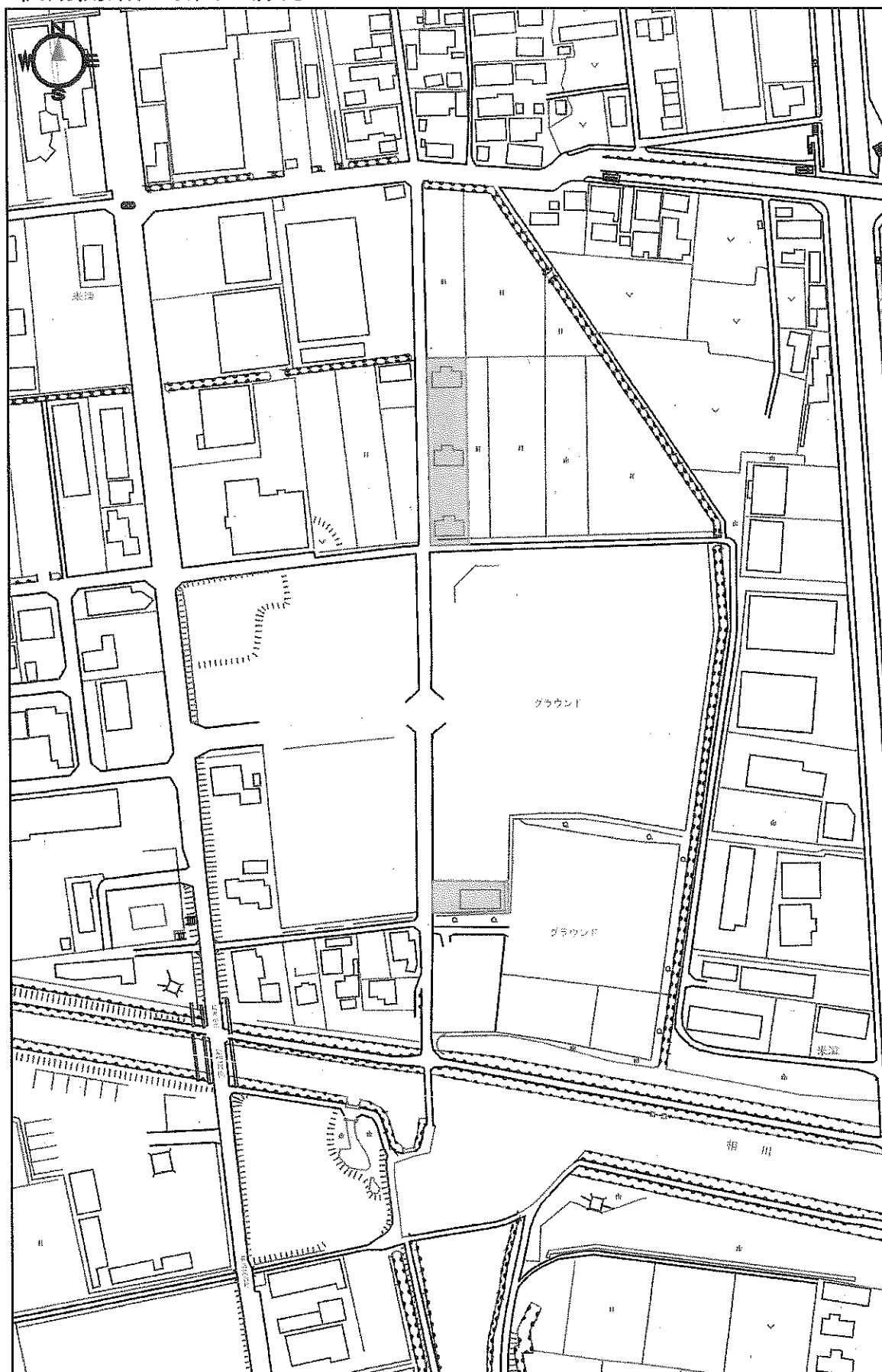


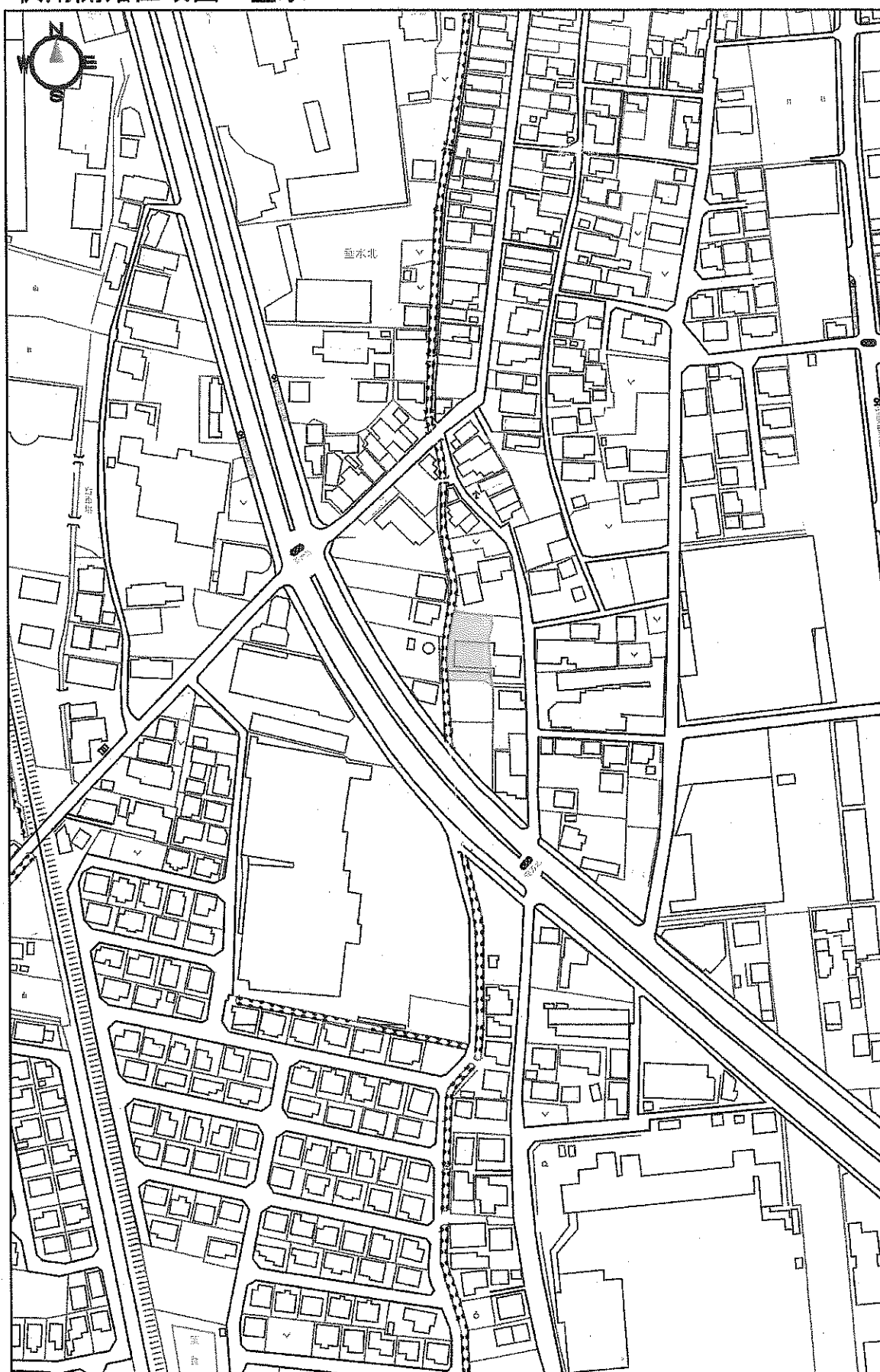
























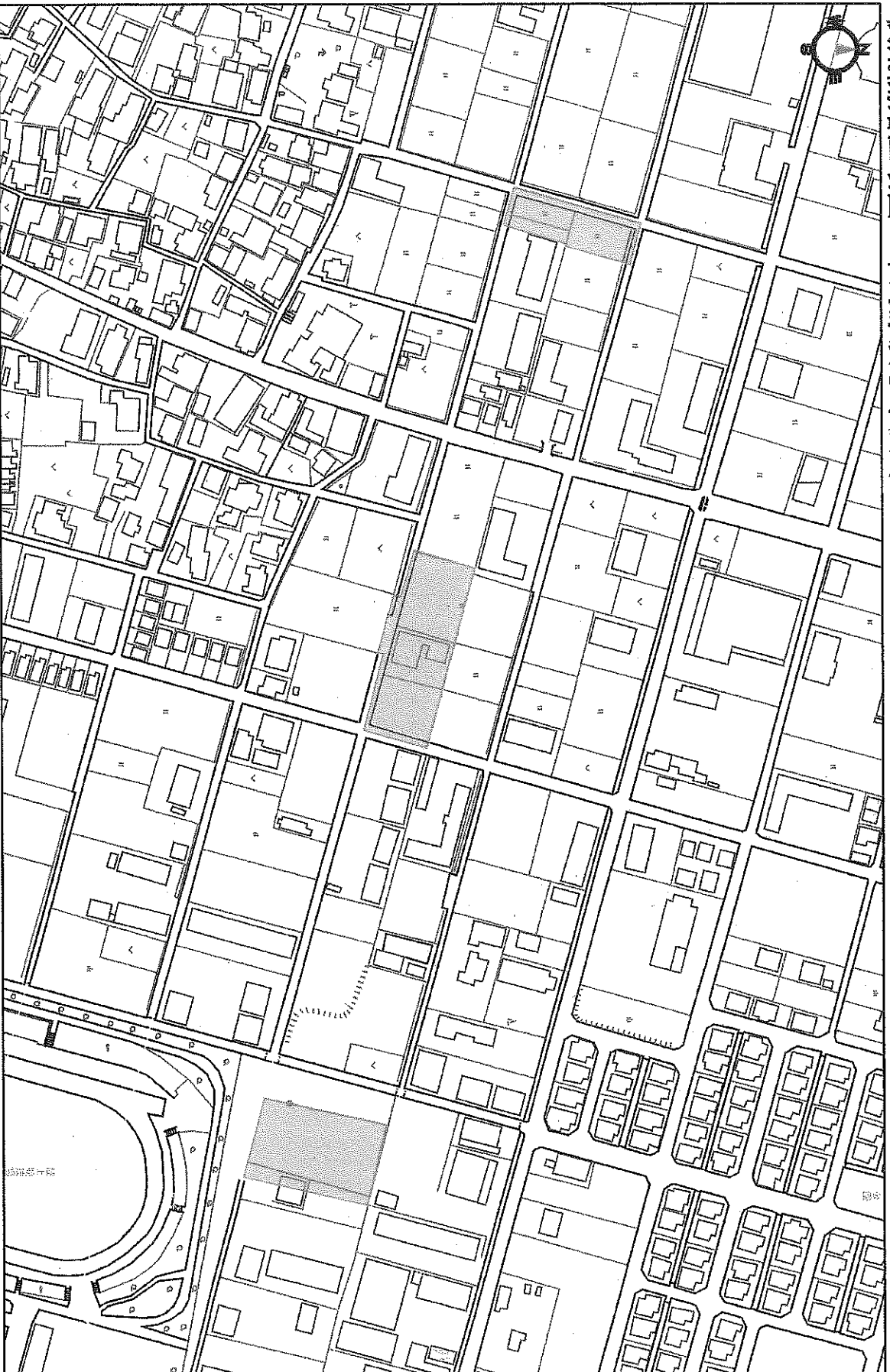




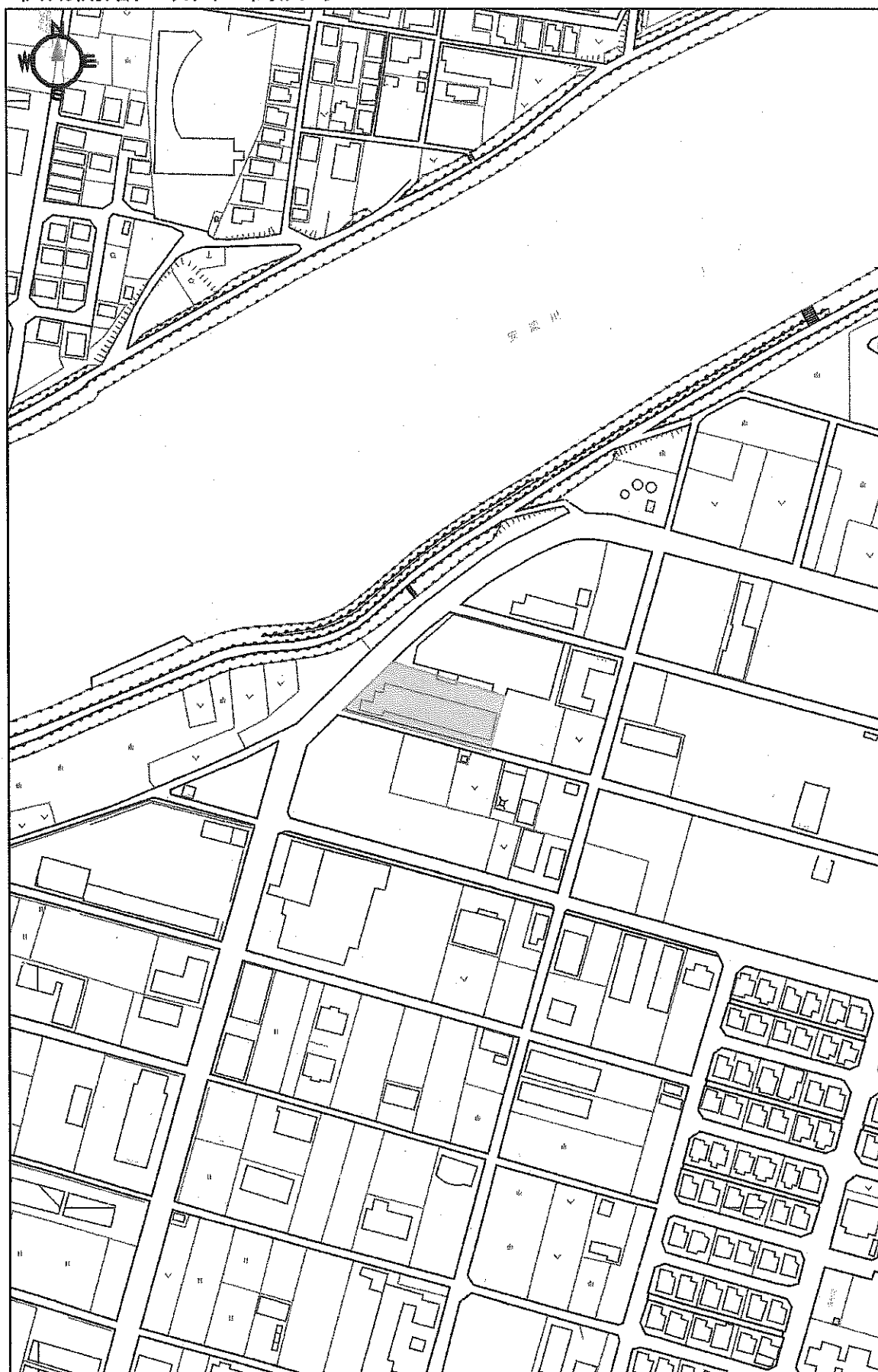


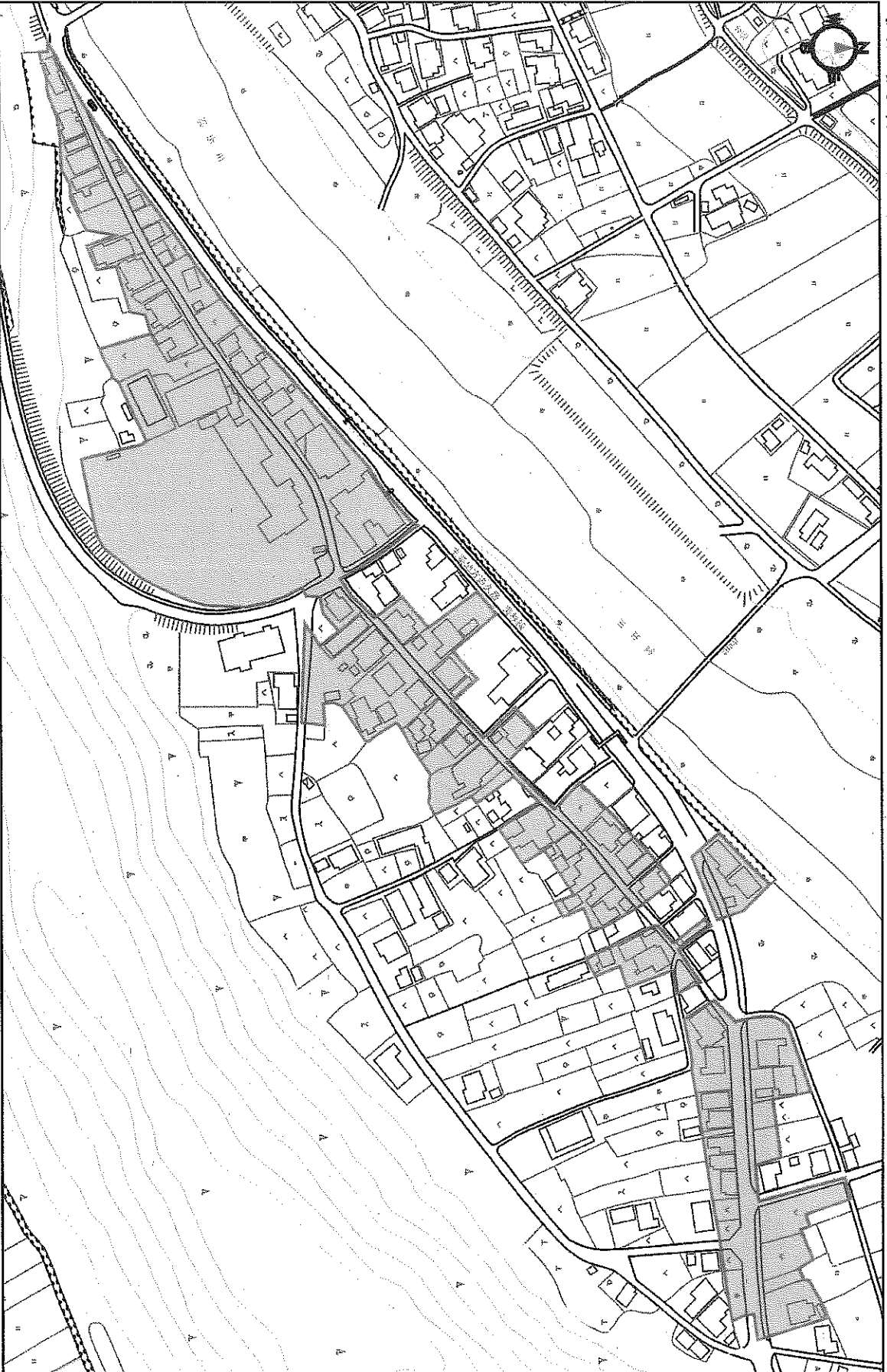
供用開始区域図 中河原及びび未広町

H23.3.31



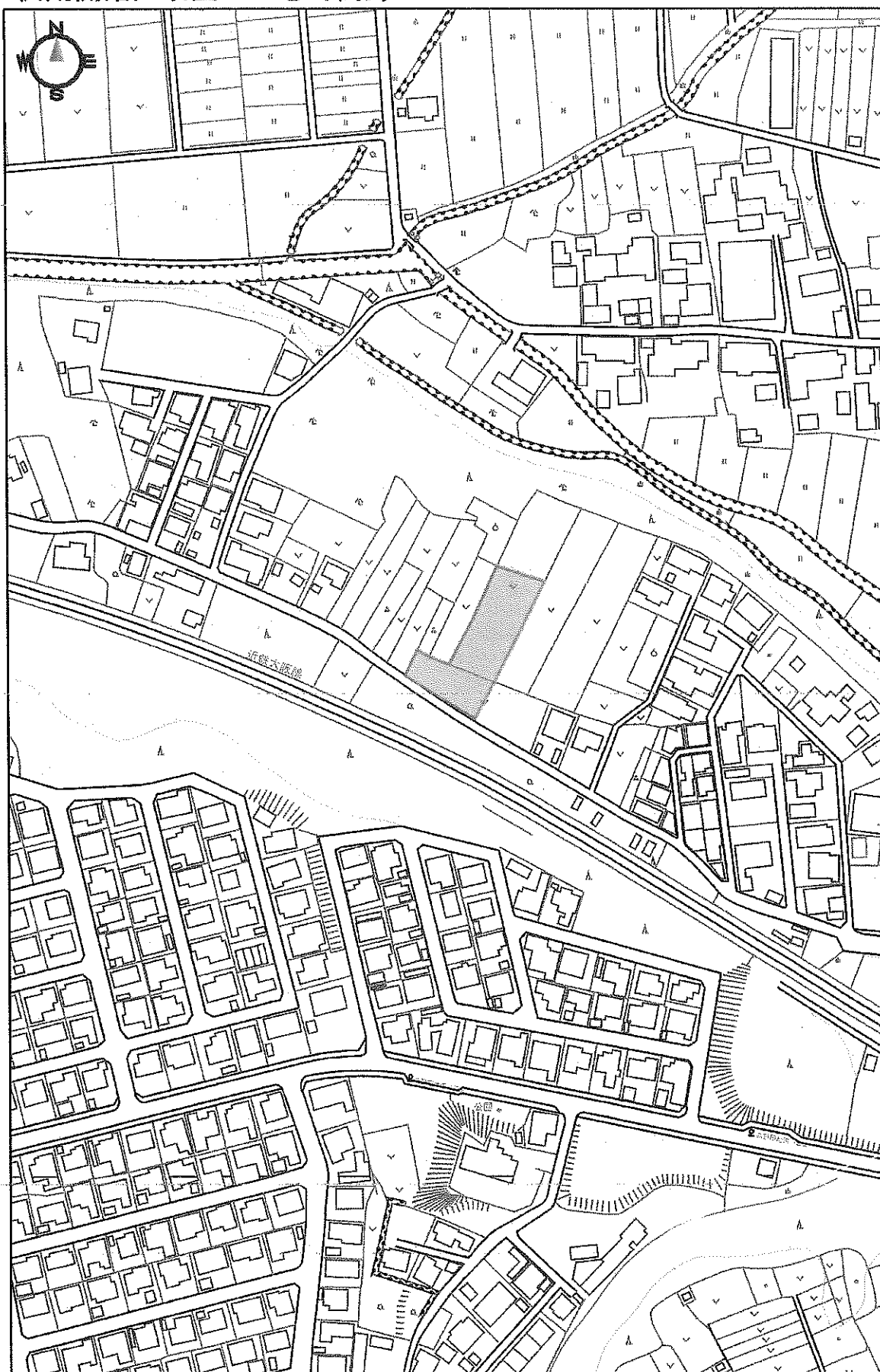
中央処理区



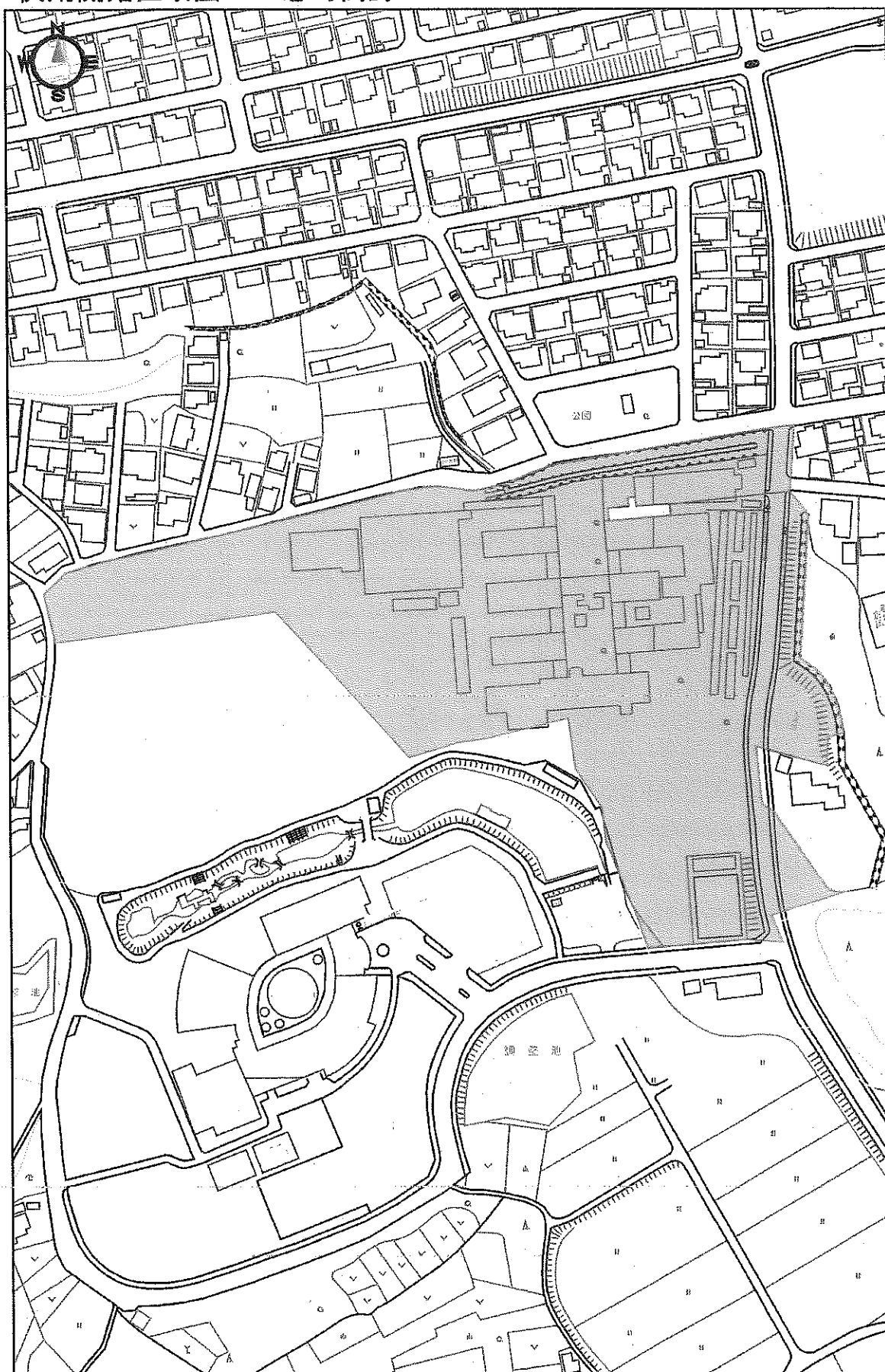


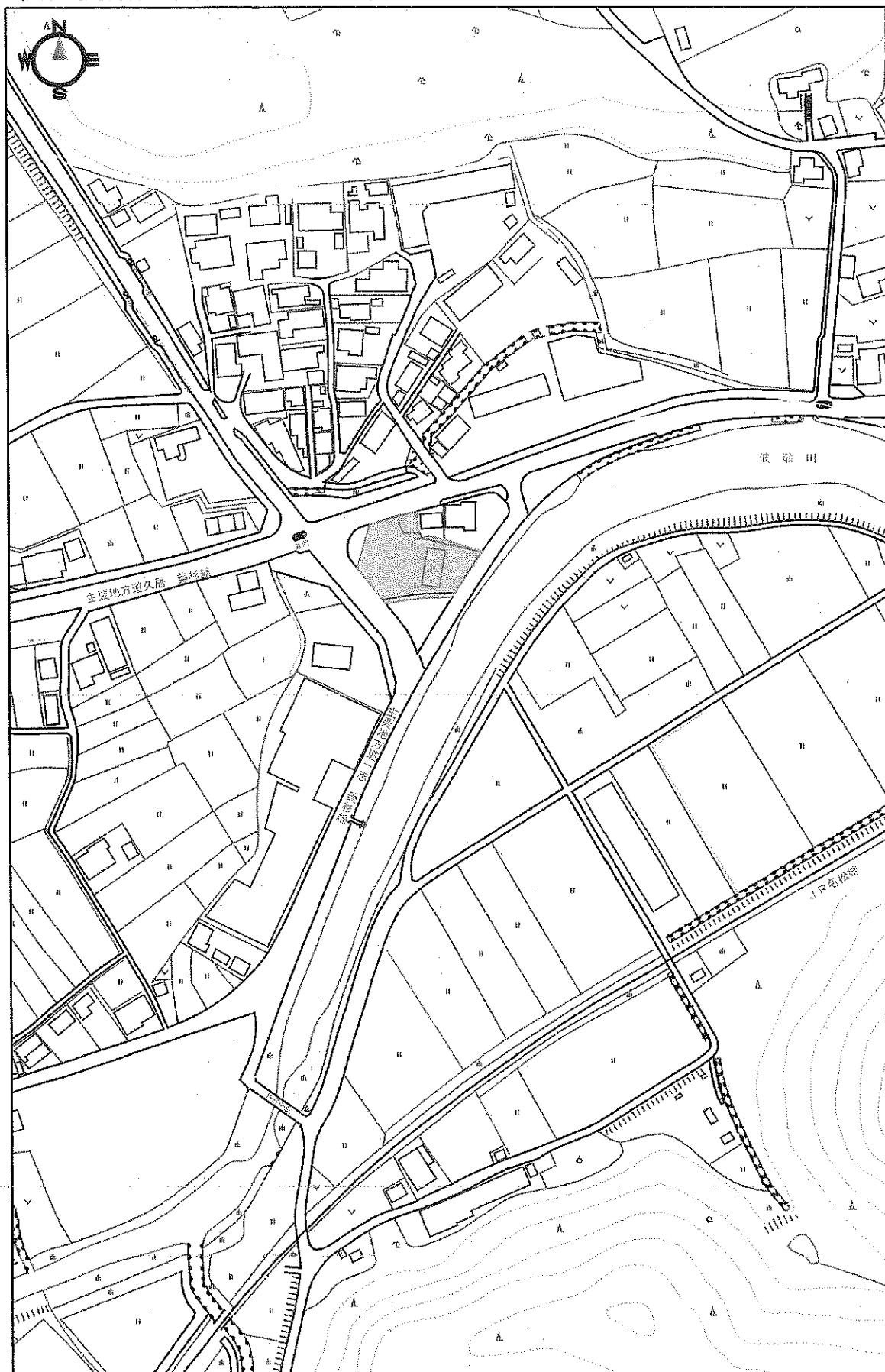


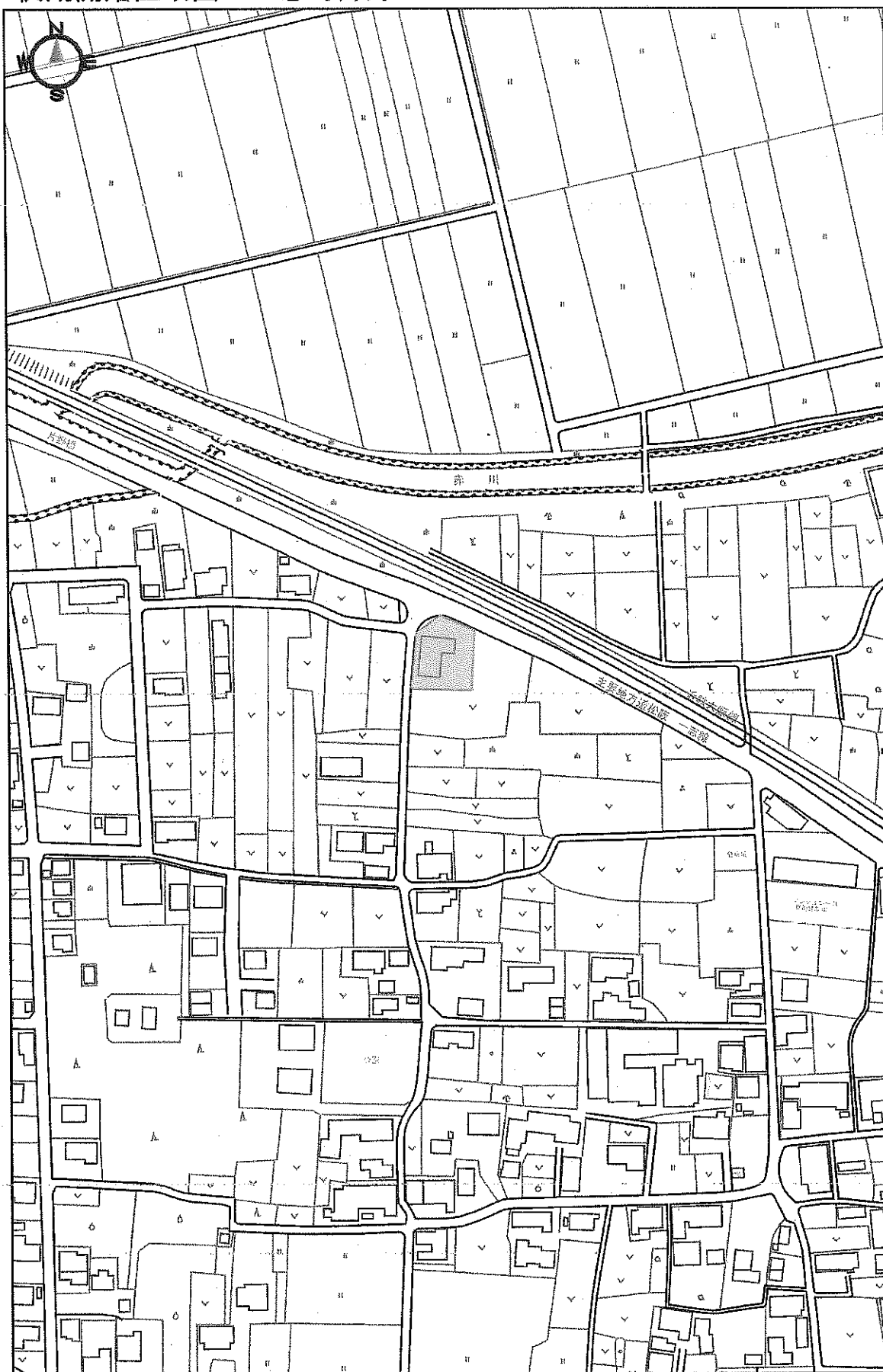


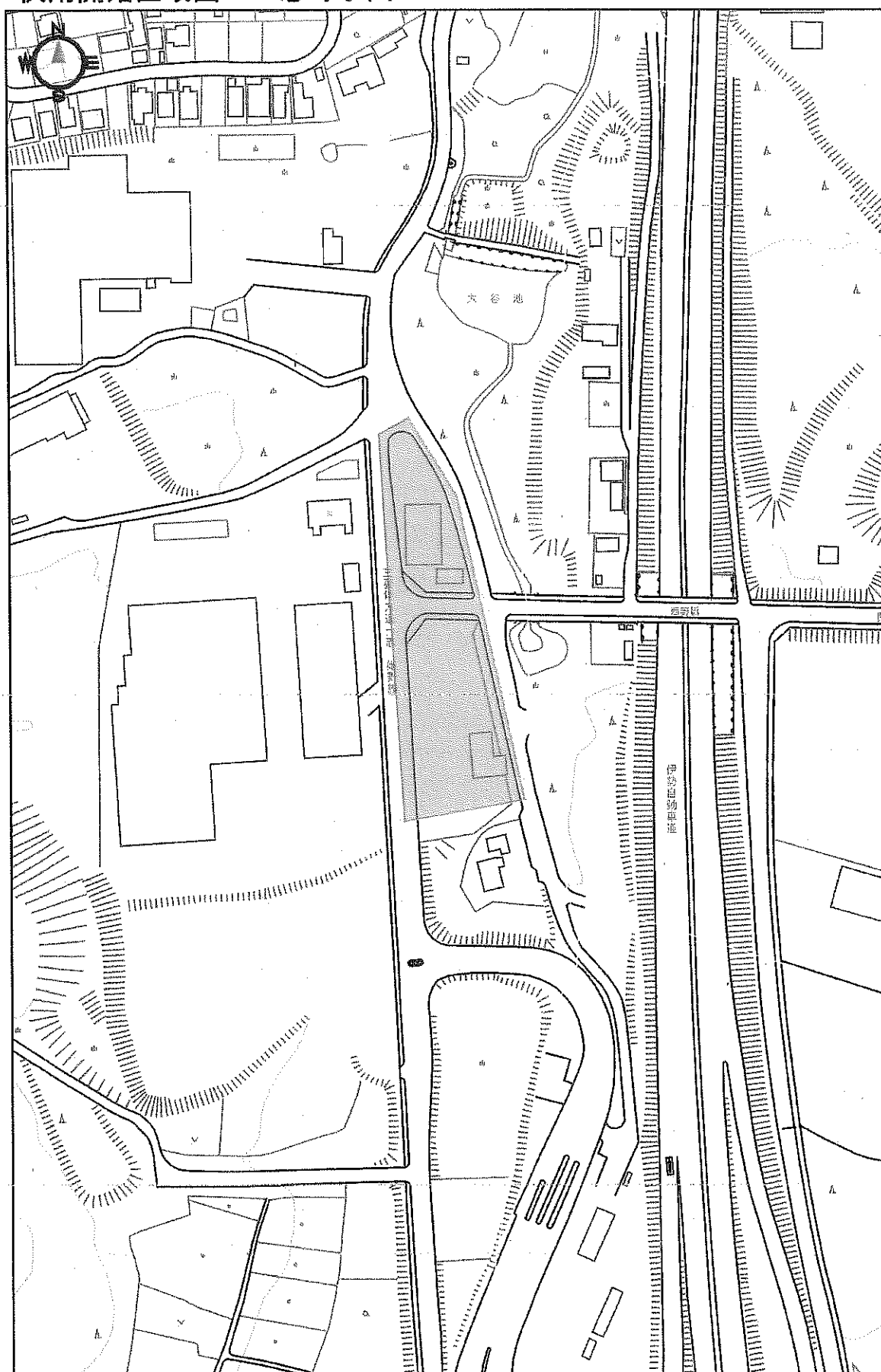














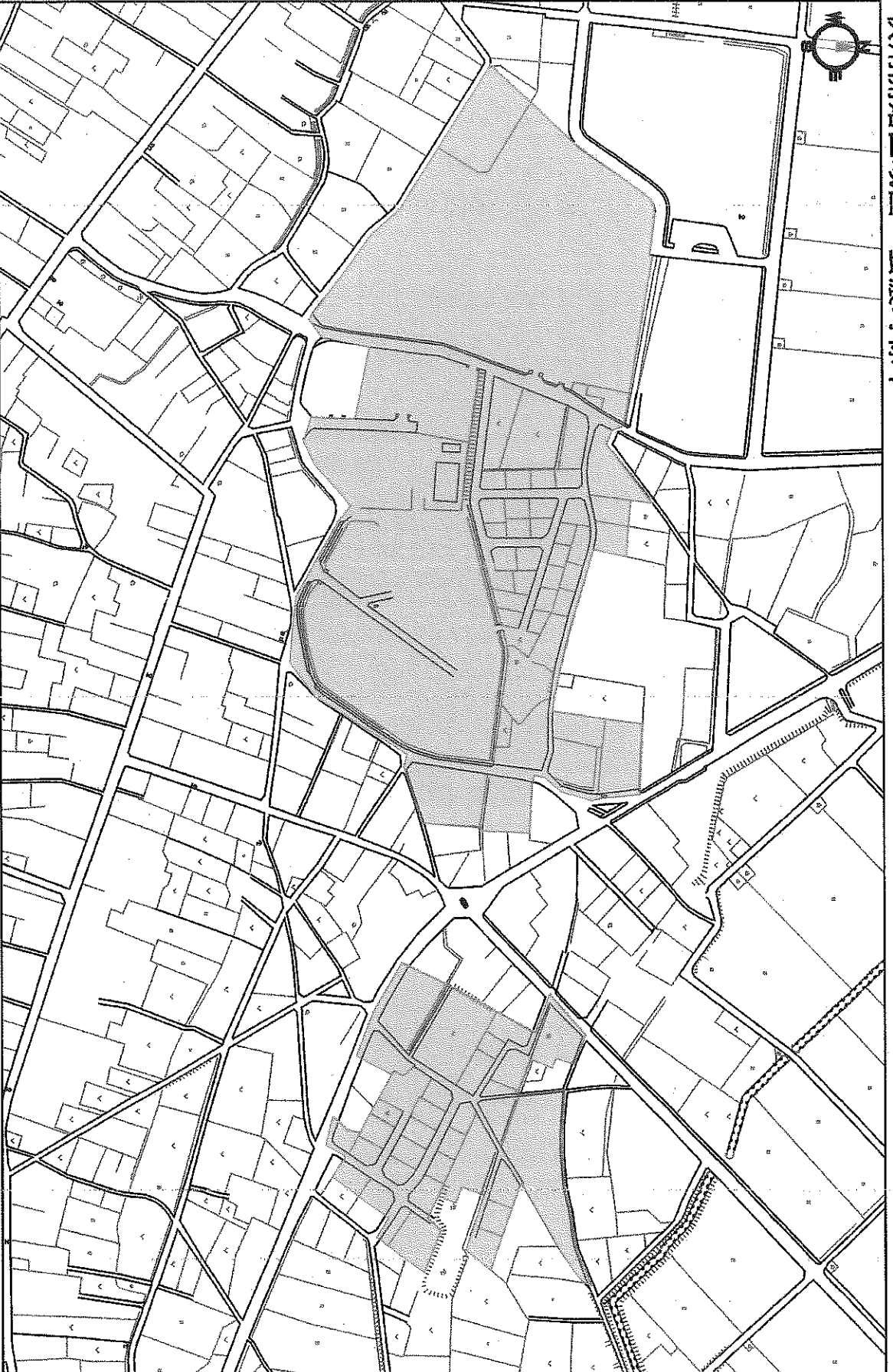




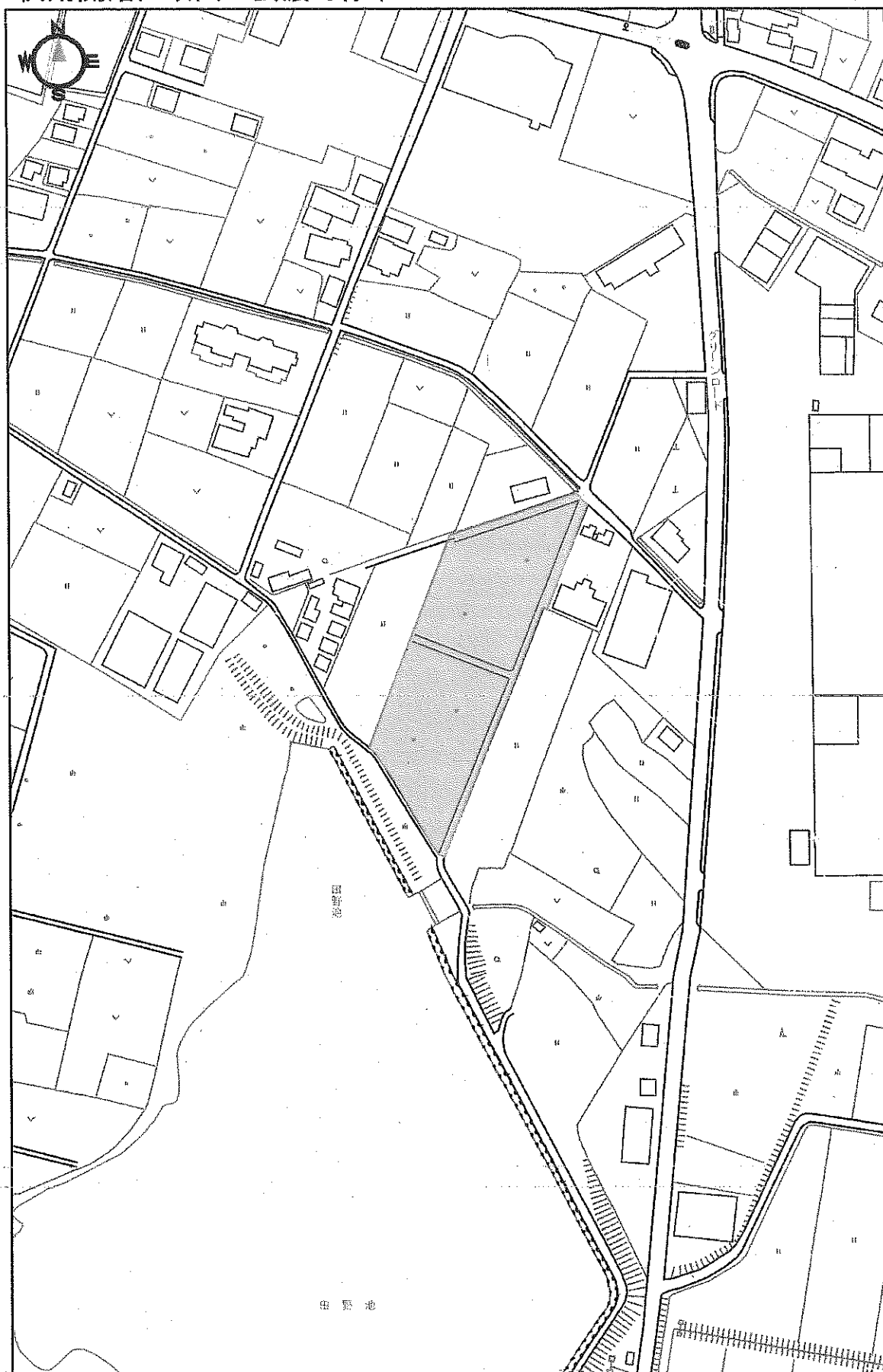


供用開始区域図 芸濃町棕本

H23.3.31



棕本処理分区



津市公告第 34 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 23 年 3 月 29 日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

- 1 指定の年月日 平成 23 年 3 月 25 日
- 2 指定道路の位置
津市修成町 441 番 9
- 3 指定道路の延長及び幅員
延長 30.4 メートル
幅員 4.5 メートル

津市公告第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月29日

津市長職務代理者

津市副市長 野口 正

1 工事完了年月日

平成23年3月28日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市あのかつ台一丁目ほか5町地内（6-1工区、6-2工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市河芸町浜田808

津市土地開発公社

副理事長 渡瀬 賢

津市公告第36号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができます。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 平成23年3月31日から平成23年5月2日まで

時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎6階）

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

FAX番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミ

リ、電子メールにより受け付けます。

津市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、申出先に直接持参するか、郵送により申出してください。

津市公告第37号

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12
構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第7の4の(3)の規定により、平
成22年度において集落協定を認定しましたので、中山間地域等直接支払津市
基本方針（平成22年津市農第380号）3の(7)の規定により公告します。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月29日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市水道事業管理規程第1号

津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程
津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成18年津市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 企業職員が特殊勤務手当を受けることのできる勤務に服した場合において、その勤務した時間がその日において4時間を超えないときは、当該勤務に係る手当の額は、別表に掲げる手当額の100分の60に相当する額とする。
別表変則勤務手当の項を次のように改める。

変則勤務手当	12月29日から翌年の1月3日までの日において特に勤務することを命ぜられる職員（浄水場その他管理者が指定する課等に勤務する職員に限る。）が勤務をし、その定められた業務に従事したとき。	日額	3,000円	(1) 12月29日及び同月30日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の手当額に加算する。
			5,000円	(1) 12月31日、1月2日及び同月3日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の手当額に加算する。
			7,000円	(1) 1月1日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の手当額に加算する。

別表（注）中「日額に係る」を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 改正後の津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市水道技術管理者設置規程をここに公布する。

平成23年3月31日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市水道事業管理規程第2号

津市水道技術管理者設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第19条に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務の内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第19条第1項の規定に基づき、水道局に技術管理者を置く。

2 技術管理者は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する資格を有する担当主幹以上の職にある者のうちから、津市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命する。

(技術管理者の職務)

第3条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行う。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (4) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。
- (5) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
- (6) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。
- (7) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (8) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。
- (9) その他水道の管理について技術上の重要な事項に関すること。

2 技術管理者は、前項第7号又は第8号に規定する措置を講ずるときは、事前に管理者に通知しなければならない。ただし、緊急に当該措置を講ずる必要がある場合において、事前に通知できないときは、当該措置を講じた後、

直ちに管理者に報告をしなければならない。

(水道技術管理補助者)

第4条 技術管理者の職務を補助させるため、水道技術管理補助者（以下「補助者」という。）を置く。

2 補助者は、令第6条に規定する資格を有する者で、担当主幹以上の職にあるもののうちから、管理者が任命する。

3 補助者は、技術管理者の命を受け、所掌事務を掌理する。

4 補助者は、職務を行う場合において、重要かつ異例な事項に属すると認められるものがあるときは、技術管理者に報告しなければならない。

(職務代理者)

第5条 技術管理者が事故その他の事由により不在のときは、補助者のうちからあらかじめ定める者が、技術管理者の職務を代理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 津市水道局分課規程（平成18年津市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削る。

津市訓令第3号

津市水道事業管理規程第3号

津市教育委員会訓令第2号

津市選挙管理委員会告示第58号

津市農業委員会告示第1号

津市監査委員告示第5号

津市議会規程第1号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 野 田 悟

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 橋 村 清 悟

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第40条第4項中「とおり」を「全部又は一部について」に改める。

別表第5中「津市津中央公民館」を「津市中央公民館」に改める。

別表第7採用時健康診断の項及び定期健康診断の項中「体重」の次に「、腹囲」を加える。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

津市水道局告示第 9 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 3 年 3 月 2 5 日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社永井組	津市一志町波瀬 1833 番地	平成 2 3 年 3 月 9 日

津市水道局告示第10号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成23年3月31日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
勢洲電機	度会郡南伊勢町伊勢路 3636 番地	平成23年3月23日

津市訓令第3号

津市水道事業管理規程第3号

津市教育委員会訓令第2号

津市選挙管理委員会告示第58号

津市農業委員会告示第1号

津市監査委員告示第5号

津市議会規程第1号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 野 田 悟

津市代表監査委員 渡 邊 昇

津市議会議長 橋 村 清 悟

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第40条第4項中「とおり」を「全部又は一部について」に改める。

別表第5中「津市津中央公民館」を「津市中央公民館」に改める。

別表第7採用時健康診断の項及び定期健康診断の項中「体重」の次に「、腹囲」を加える。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

津市教育委員会委員長 中 野 吉 長

津市教育委員会規則第 1 号

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市教育
委員会規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

午前 9 時から午後 10 時まで	を	午前 9 時から午後 10 時まで	に
午前 9 時から正午まで			
正午から午後 6 時まで			
午後 6 時から午後 10 時まで			

改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

津市教育委員会委員長 中 野 吉 長

津市教育委員会規則第2号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成18年津市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表公民館長印の項中「58」を「53」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

津市教育委員会委員長 中 野 吉 長

津市教育委員会規則第3号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成18年津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「3学級」を「2学級」に改め、同条第8号及び第14号中「2学級」を「3学級」に改め、同条第32号中「3学級」を「2学級」に改め、同条第40号中「3学級」を「4学級」に改め、同条第41号中「6学級」を「7学級」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

津市教育委員会委員長 中 野 吉 長

津市教育委員会規則第4号

津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

(津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則)

第1条 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「津市河芸中央公民館大ホール」を「津市河芸公民館大ホール」に改め、同条第2項中「津市芸濃中央公民館」を「津市芸濃公民館」に改める。

(教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則)

第2条 教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 津市芸濃公民館

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則又は第2条の規定による改正前の教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれ改正後の津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定又は教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

津市教育委員会委員長 中 野 吉 長

津市教育委員会規則第5号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成18年津市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育総務課の部経理担当の項第1号中「予算の」の次に「調整及び」を加え、同表学校教育課の部学務担当の項中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える

(3) 学校の教材、教具の整備に関すること。

別表第1 学校教育課の部学務担当の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 学校教育に係る総合的な企画及び調整に関すること。

別表第1 教育研究支援課の部教育研究担当の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 学校サポートセンターに関すること。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。